

## 〔特集〕 地域環境保全基金

# 佐賀県環境保全基金

佐賀県保健環境部環境保全課

### はじめに

本県では、昭和45年の公害防止条例の制定をはじめ、環境を保全するための諸施策に努め、今日まで概ね良好な環境を維持している。

しかし、都市・生活型公害といわれる生活排水等による都市周辺の中小河川の水質汚濁や近隣騒音交通公害、空き缶等の散在性廃棄物なども顕在化してきている。

一方、生活水準の質的向上や余暇時間の増大に伴い、より質の高い快適な環境が求められている。

こうしたことから、本県は、今後、「住みたい県日本一」の実現に向けて、快適環境の創出や県土の活性化に伴う環境資源の適正な利用など環境保全対策の総合的推進を進める考えである。

### 1 環境保全基金の概要

(1) 基金の名称 佐賀県環境保全基金

(2) 目 的

生活排水問題等をはじめとする現在の環境問題に対する諸施策が効果をあげるためには、住民の自覚と行動が最も重要となっており、今後、諸施策の展開に当たっては、さらに住民の参加と協力を得る必要がある。

この基金は、従来に増して普及啓発及び活動支援等の強化を図り環境保全に関する住民の参加と協力を活発化すること

を目的としている。

(3) 設置年月日 平成2年3月26日

(4) 基金の額 4 億 円

(5) 設置根拠 佐賀県環境保全基金条例  
(表1)

(平成2年3月26日

佐賀県条例第25号)

(6) 基金活用の考え方

基金事業実施に当たっては、普及啓発及び活動支援事業等の強化を図り環境保全に関する住民の参加と協力を活発化する事業で昭和62年に策定した「佐賀県アメニティマスタープラン」の施策体系に応じた事業を実施している。(表2)

基金の対象事業としては、

1)環境保全活動基盤整備事業

① 環境保全活動の基本方針等の策定

② 環境保全活動拠点の整備

③ 人材育成

④ その他

2)環境保全に関する知識・情報の普及事業

① 各種イベントの開催

② 環境保全に対する意識の高揚

③ その他

3)環境保全活動支援事業

① 住民の活動支援

② 表彰の実施

③ その他

4) その他環境保全活動を推進するための事業がある。

## 2 基金活用事業の概要

一般県民の環境への関心を呼び起こすため、環境保全に関する知識・情報の普及活動として各種イベントの実施や環境保全に対する知識の高揚に係る事業や住民の環境保全への実践を支援する活動支援事業を実施している。(表3. 4. 5)

## 3 今後の方針

本県では、「住みたい県日本一」を推進するため「さが新時代づくりプラン重要事業推進計画」を策定している。その中の一つの柱である「健やかでゆとりのある生活と環境づくり」を実践していくため、今後も県民の参加と協力を活発にする事業を実施するなど基金の活用を積極的に図っていく考えである。

(平成4年7月9日)



「環境教室」

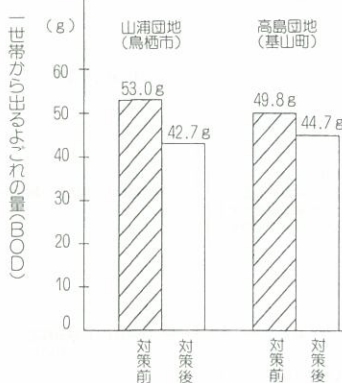


「環境と暮らしの広場」

牛乳パックによる和紙づくり

## ●「私たちが家庭でできる7か条」実践活動の効果

調査結果



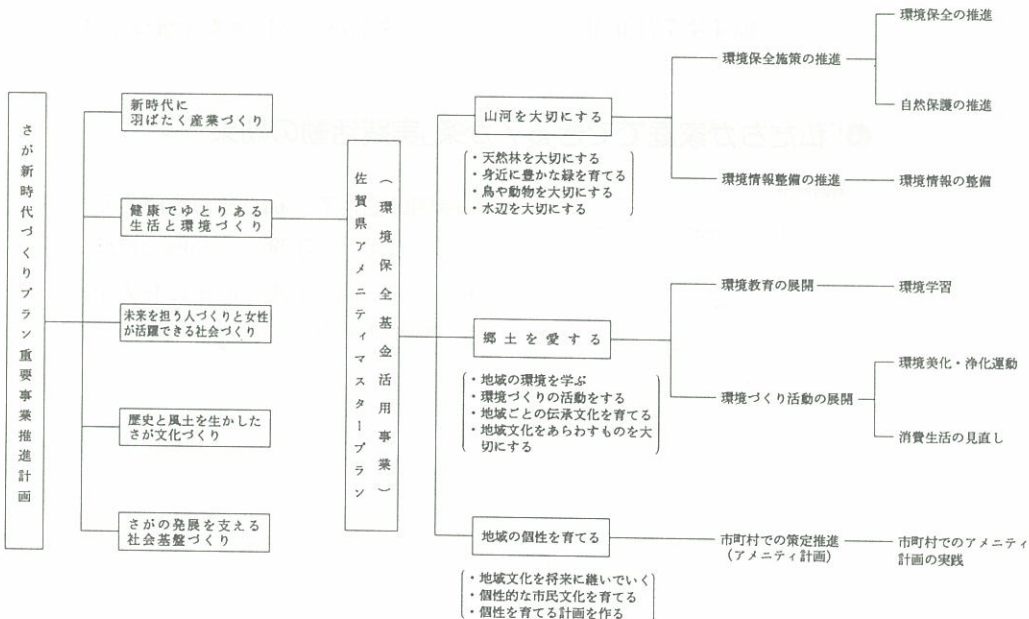
県内の団地で「私たちが家庭でできる7か条」を実施してもらった結果、左のグラフのようによごれの量が **10~20%減る** ことがわかりました。

一人一人の小さな努力がよごれの削減の大きな力となります。

(啓蒙用パンフレットより)

<p>佐賀県環境保全基金条例をここに公布する。 平成二年三月二十六日 佐賀県知事 香月熊雄</p> <p>●佐賀県条例第二十五号 佐賀県環境保全基金条例 (設置)</p> <p>第一条 本県における環境保全活動を推進するため、佐賀県環境保全基金(以下「基金」という)を設置する。 (基金の額)</p> <p>第二条 基金の額は、四億円とする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができ、</p> <p>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。 (管理)</p> <p>第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確實かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確實かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。 (運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、次に掲げる経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。</p> <p>一 環境保全活動の基盤整備を図るために必要な経費 二 環境保全に関する知識の普及を図るために必要な経費 三 環境保全実践活動を支援するために必要な経費 四 前三号に掲げるもののほか、環境保全活動を推進するために必要な経費 (補則)</p> <p>第五条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>佐賀県環境保全基金条例をここに公布する。 平成二年三月二十六日 佐賀県知事 香月熊雄</p> <p>●佐賀県条例第二十五号 佐賀県環境保全基金条例 (設置)</p> <p>第一条 本県における環境保全活動を推進するため、佐賀県環境保全基金(以下「基金」という)を設置する。 (基金の額)</p> <p>第二条 基金の額は、四億円とする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができ、</p> <p>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。 (管理)</p> <p>第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確實かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確實かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。 (運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、次に掲げる経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。</p> <p>一 環境保全活動の基盤整備を図るために必要な経費 二 環境保全に関する知識の普及を図るために必要な経費 三 環境保全実践活動を支援するために必要な経費 四 前三号に掲げるもののほか、環境保全活動を推進するために必要な経費 (補則)</p> <p>第五条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>
---	---

環境保全基金活用事業施策の体系(表2)



平成2年度 環境保全基金活用事業（表3）

（単位：千円）

事業区分・事業名	説 明	平成2年度 事業費
<p>○環境保全に関する知識・情報の普及事業</p> <p>(1)各種イベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○快適環境（アメニティ）推進事業費（環境保全課）</li> <li>○自然保護普及啓発事業（環境保全課）</li> <li>○地球環境問題啓発事業費（環境保全課）</li> <li>○省資源・省エネルギー啓発事業費（県民生活課）</li> </ul> <p>(2)環境保全に対する意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐賀ゼロメートル地帯ビデオ制作事業（環境保全課）</li> <li>○生活排水対策キャンペーン事業（環境保全課）</li> <li>○合併処理浄化槽普及啓発費（環境衛生課）</li> <li>○廃棄物減量化促進対策事業費（環境衛生課）</li> <li>○環境教育用教材購入費（社会教育課）</li> <li>○環境教育用資料整備費（社会教育課）</li> </ul>	<p>説 明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・快適環境（アメニティ）講座（講演会）の開催</li> <li>・自然保護思想の普及啓発を図るため、県自然環境保全地域（慥原 廻原）を紹介した冊子及びパンフレットを作成する。</li> <li>・地球的規模の環境問題と我々の日常生活との関わりについて正しい理解を深めるため、シンポジウム、講習会、星空観察会の開催及びパンフレットを作成する。</li> <li>・省資源・省エネルギー意識の高揚を図るため、省資源啓発ポスター、省エネルギーポスター等を作成する。</li> <li>・佐賀平野のゼロメートル地帯に関して、地盤沈下防止対策の必要性等をビデオに収録し、そのビデオにより啓蒙普及を図り、各種地盤沈下防止対策事業の推進を図る。</li> <li>・水質汚濁防止法が平成2年6月に改正され、生活排水による水質汚濁防止にむけた国民の心掛けについて規定が設けられた。この法律改正の趣旨を踏まえ、多くの県民に生活排水問題を理解してもらおうためテレビ、ラジオによるるるスポット放送を行う。</li> <li>・合併処理浄化槽の普及推進を図るため、PR用パネル及び合併処理浄化槽模型の製作・展示を行う。（展示場所：県民ホール、各保健所等）</li> <li>・廃棄物の減量化、再資源化を図るため、製造事業等排出事業者に対するポスター、小冊子及びビデオの作成を行う。</li> <li>・「視聴覚ライブラリー」において、学校、公民館又は社会教育関係団体等に対する、環境保全についての学習及び啓発のための機材（VTR、モニターテレビ）教材（ビデオ）を購入する。</li> <li>・「県立図書館」において、環境保全に関する知識・情報を提供するため、環境保全関係の各分野から幅広く図書及びビデオテープを購入し、公開閲覧室及び児童閲覧室に特設コーナーを設け利用の促進を図る。</li> </ul>	<p>890 3,003 878 2,688 8,310 5,486 1,762 4,354 1,133 1,336</p>
<p>合 計</p>		<p>29,840</p>

平成3年度 環境保全基金活用事業（表4）

（単位：千円）

事業区分	事業名	説明	平成3年度事業費
基盤整備事業	環境教育推進計画等策定事業（環境保全課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育推進基本方針及び推進計画の検討・策定、関係機関の調整を行う。</li> <li>環境保全基金懇話会開催費（環境保全課）</li> <li>生活排水対策懇話会開催費（環境保全課）</li> </ul>	237
	環境保全基金懇話会開催費（環境保全課）		152
知識・情報の普及事業	生活排水対策懇話会開催費（環境保全課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育推進基本方針及び推進計画の検討・策定、関係機関の調整を行う。</li> <li>環境保全基金懇話会を開催するため、識者から意見等を聴くための懇話会を開催する。</li> <li>地域において活動している団体の意見等を聴き、実践活動等の展開を図るための方策の検討を行う。</li> </ul>	535
	快適環境づくり推進事業費（環境保全課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>アメニティ講演会の開催</li> <li>2地区の農村地域をモデル的に指定し、講習会、情報紙（環境だより）の発行等を行う。</li> <li>環境週間に「街頭キャンペーン」、「環境と暮らしの広場」の開催等の諸行事を行う。</li> <li>鉱業、建設業、製造業等の事業者を対象に産業廃棄物の適正処理に関する講習を実施する。</li> <li>有明海の環境保全について啓蒙・普及を図るため、テレビスポット放送、新聞広告掲載等を行う。</li> </ul>	975 1,056 1,718
	環境週間行事費（環境保全課）		1,758
	産業廃棄物適正処理啓発費（環境衛生課）		4,256
	有明海環境保全事業（水産振興課）		
	親と子の自然観察会（環境保全課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、生徒及びその親を対象とした自然観察会の開催</li> <li>緑の少年団及び指導者を対象にした「自然とのふれあい教室」の開催</li> </ul>	223 2,270
	自然学習会開催事業（緑に親しむ体験学習）（緑化推進室）		
	省エネエネルギー啓発事業費（県民生活課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会の開催、省エネカレンダー等の作成</li> <li>牛乳パックによる和紙づくり、廃油回収・再利用などの講習による省資源・省エネ思想の普及啓発</li> </ul>	3,920 1,217
	リサイクル教室開催事業（県民生活課）		
	省エネエネルギー啓発事業費（県民生活課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>16ミリ映画フィルム、ビデオテープ等の購入</li> <li>図書等の購入</li> </ul>	1,430 1,727
環境教育用視聴覚教材・教材購入費（社会教育課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質保全活動のモデルとして、生活排水対策用の資材の試用、啓蒙用パンフレット等による啓蒙など、地域の実践活動の試みの支援を行う。</li> </ul>	6,124	
環境教育用図書館環境教育用資料整備事業（社会教育課）			
水質保全協議会活動費（環境保全課）			
合計			27,598

平成4年度 環境保全基金活用事業 (表5)

(単位：千円)

事業区分	新規・継続	事業名	説 明	平成4年度事業費
基盤整備事業	継続	○ 環境教育推進計画等策定事業 (環境保全課) ○ 環境保全基金懇話会開催費 (環境保全課)	・ 環境教育推進基本方針及び推進計画の検討・策定等を行うため、関係機関の連絡、調整を行う。 ・ 環境保全施策 (基金事業等) 検討の際の参考とするため、識者から意見等を聴くための懇話会を開催する。	99 64
	新規	○ 環境教育研修会開催事業 (学校教育課)	・ 学校における環境教育を推進するため、その中心となる関係教育行政職員及び父兄等の識見の向上を図る。	190
知識・情報	継続	○ 農村地域快適環境づくり推進事業 (農産普及課) ○ 環境月間行事費 (環境保全課)	・ 2地区の農村地域をモデル的に指定し、講習会、情報紙(環境だより)の発行等を行う。 ・ 環境週間に「街頭キャンペーン」、「バス見学会」の開催等の諸行事を行う。	1,020 970
	継続	○ 産業廃棄物適正処理啓発費 (環境衛生課) ○ 有明海環境保全事業 (水産振興課)	・ 紙業、建設業、製造業等の事業者を対象に産業廃棄物の適正処理に関する講習を実施する。 ・ 有明海の環境保全について啓蒙・普及を図るため、啓発普及用ビデオ、パンフレットを制作する。	1,341 3,105
	継続	○ 自然学習会開催事業 (緑に親しむ体験学習) (緑化推進室) ○ ふるさとのすぐれた自然目録づくり事業 (環境保全課)	・ 緑の少年団及び指導者を対象にした「自然とのふれあい教室」の開催 ・ 県民に佐賀県のすぐれた自然を知ってもらい、自然保護思想の普及を図るため、学術的価値、自然的価値の高い自然について解説、紹介する。	1,527 818
	継続	○ 省資源・省エネルギー啓発事業費 (県民生活課) ○ リサイクル教室開催事業 (県民生活課)	・ 講演会の開催、省エネカレンダー等の作成 ・ 牛乳パックによる和紙づくり、廃油回収・再利用などの講習による省資源・省エネ思想の普及啓発	3,788 1,176
活動支援事業	継続	○ 水質保全協議会活動費 (環境保全課)	・ 水質保全活動のモデルとして、生活排水対策用の資材の試用、啓蒙用パンフレット等による啓蒙など、地域の実践活動の試みの支援を行う。	5,917
合 計				20,015